

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業 実施方針等に関する質問及び回答 令和4年9月30日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答	
○		1	実施方針	4	11	第1	1	(8)			特定事業者の収入に関し、「市は、本施設の設計・改修工事・維持管理・運営及びその他施設の維持管理・運営に係る対価を支払う。」とありますが、総括管理業務の費用も予定価格に含まれている理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		2	実施方針	4	15	第1	1	(10)	①		PFI方式（R0）にて実施する場合、貴市とSPCにおける指定管理協定の議会承認は事業契約に関する議会議決と同じ議会時にて承認されますでしょうか。	PFI事業契約と指定管理者の指定は、同時に議会議決を経て、契約締結、指定管理者の指定を行う予定です。指定管理者との指定管理協定締結時期については、募集要項にてご確認ください。
○		3	実施方針	4		第1	1	(10)			図 事業スケジュール案において、R6.4月～R8.12月までが休館時期となっていますが、休館時期を可能な限り短くすることは、加点評価につながりますでしょうか。その場合、市として考える、必要最低限の休館時期があれば、考え方をお示しください。	詳細は、募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
○		4	実施方針	4	21	第1	1	(10)			R7.4月～R8.9月までの間、休館ではあるものの、「維持管理・運營業務」の実施期間となっています。当該期間における業務範囲・内容について、貴市の考える必要最小限の仕様についてご教示ください。	要求水準書（案）P24、32、41のそれぞれに示す「対象業務」をご参照ください。その他詳細は、募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
○		5	実施方針	6	9	第2	2	(1)			候補者の選定において、提案者によるプレゼンテーションを実施されるのでしょうか。	優先交渉権者を選定のため、提案者のプレゼンテーションを実施する予定です。
○		6	実施方針	9	7	第2	2	(5)			「SPCを設立する場合」と「SPCを設立しない場合」とを想定されておられますが、事業手法がPFI事業R0方式となった場合は、SPC設立が必須になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		7	実施方針	9	19	第2	2	(5)	①	ア	(4)③に規定する参加要件資格を満たすこととありますが、(5)③ではないでしょうか。	ご指摘いただいたとおり、(5)③が正です。
	○	8	実施方針	9		第2	2	(5)	①		【SPCの設立について】 本事業は施設の改修と維持管理・運営を行うもので、改修完了後に施設の損傷等が発生した際、費用や責任負担の所在が官民又は、民の中で設計建設・維持管理・運営によるものか判断が分かれる（又は不明な）場面が想定されます。 採用される手法によらず、設計・建設・維持管理・運営を受託する各企業につき、本事業の終了までSPCの構成員（株主）とすることが、事業の円滑な継続のために不可欠な要素と考えております。	原案のとおりとします。
○		9	実施方針	10	3	第2	2	(5)	②	ア	設計・工事監理業務、改修工事業務、維持管理業務、運營業務以外の業務（例えば事業マネジメント業務など）を行う企業が参画する場合、当該企業は(5)③ア（共通事項）を満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。
○		10	実施方針	10	12	第2	2	(5)	②	イ	「同一の企業が改修工事業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。」との記載がございますが、建設業務と工事監理業務を担う企業が別であれば、建設業務と設計業務を同一企業が兼ねることは可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		11	実施方針	11	3以降	第2	2	(5)	③	イ ウ エ オ	改修工事業務だけでなく、設計・工事監理、維持管理、運営の何れにおいても、JV等、複数社での業務受託する場合は考えられるものと存じます。この様な場合、イ-c、エ-b、オ-bの実績要件についても、ウ-cと同様に代表する者1社が満たしていれば、他社は必ずしも実績を有していなくても問題無いとの理解で宜しいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					質問内容	回答
○		12	実施方針	11	8	第2	2	(5)	③	イ	「過去25年以内の1,000席以上のホール施設の設計実績（新築または改修）及び同等規模以上の公共施設の改修設計実績」を満たす設計実績があれば、設計および工事監理業務の双方について、実績要件は満たしているとの理解で宜しいでしょうか。 公共施設では設計と工事監理が分離発注されるケースもあるため、確認したい主旨です。	工事監理業務の実績要件については、同等規模以上の工事監理実績を求める要件に修正する予定です。詳細は募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。
○		13	実施方針	11	8 14	第2	2	(5)	③	イ ウ	設計業務、工事監理業務、改修工事業務につきましては、「過去25年以内の1,000席以上のホール施設」か「同等以上の公共施設」実績の何れか一方を有していれば、実績要件を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。	設計業務、工事監理業務、改修工事業務について、「過去25年以内の1,000席以上のホール施設（新築または改修）」と「同等規模以降の公共施設の改修」の双方の実績要件を満たすことを条件としています。
○		14	実施方針	11	8 14	第2	2	(5)	③	イ ウ	「同等規模以上の公共施設」とは、佐野市文化会館と同等規模以上の延床面積を有する公共施設を指し、用途は問わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		15	実施方針	11	20	第2	2	(5)	③	エ	運營業務では「同等規模以上のホール施設の運営実績」と記載があります一方、維持管理業務では「同等規模以上の公共施設の維持管理実績」との記載であるため、維持管理業務については同等規模であれば、公共施設用途は問わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		16	実施方針	19		別紙1					DBO方式の場合、設計施工一括契約の契約主体は、設計企業と建設企業が異なる場合、設計企業と建設企業によるJV企業との契約と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。
○		17	実施方針	19		別紙1					DBO方式の場合、指定管理協定の契約主体は、維持管理会社と運営会社が異なる場合、維持管理会社と運営会社によるJV企業との契約と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。
	○	18	実施方針	22		別紙3					第三者賠償において、市側にも事業者側にも帰責はなく、記載の不可抗力でもなく、かつ帰責者不明の場合の扱いについてのリスクは、市側に帰責がないため、事業者側のリスクとなります。これについては市側もしくは不可抗力扱いとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
	○	19	実施方針	22		別紙3					議会の議決が得られない場合、議会の議決リスクは貴市のみとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
	○	20	実施方針	23		別紙3					不可抗力による遅延も想定されるため、工事遅延・未完リスクは事業者帰責の場合に限定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 ただし、工事遅延・未完の原因が不可抗力によると判断された場合は、一律に事業者リスクとせず協議により対応します。
○		21	実施方針	23		別紙3					施設・設備瑕疵リスクについて、既存施設・設備の瑕疵によるものに関して、事業者側に△が記載されておりますが、どのようなことを想定されておりますでしょうか。	別紙3 リスク分担表No. 51「既存施設・設備の瑕疵によるもの」については、民間事業者による維持管理が適切になされていないと判断される場合は、民間事業者のリスクとしています。詳細は、募集要項公表時に提示する契約書（案）等をご確認ください。
○		22	実施方針	23		別紙3	No. 29				「市が本事業に関連して別途発注する業務」とは、どのような業務をご想定されておられるかご教示ください。	別紙3 リスク分担表No. 57「市又は市が別途発注した特定事業者の帰責事由による場合」中の「特定事業者」については記載に誤りがありました。「特定事業者」ではなく「別途発注した業務を受注した事業者」を示します。詳細は、募集要項公表時に提示する契約書（案）等をご確認ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答	
○		23	実施方針	23		別紙3	No. 40	No. 43			「既存施設に当初想定されていなかった重大な欠陥が発見された場合」について特定事業者の負担が△となっている部分に関し、どのようなリスク分担をご想定されておられるかご教示ください。	別紙3 リスク分担表No. 40の「既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合」とは、当初想定されなかった重大な欠陥の帰責事由が市によるものか、特定事業者によるものか判断ができなかった場合を考慮して△としています。原則は市のリスクと想定しています。詳細は、募集要項公表時に提示する契約書（案）等をご確認ください。
○		24	実施方針	23		別紙3	No. 51				「既存施設・設備の瑕疵によるものについて」について特定事業者の負担が△となっている部分に関し、どのようなリスク分担をご想定されておられるかご教示ください。	No. 21をご参照ください。
	○	25	実施方針	24		別紙3	No. 59	No. 60			「1件50万円未満の修繕・更新については、特定事業者の負担とする」について、特定事業者としては、サービス対価以外に収入が基本的にはないため、負担額について年間における上限額を定めて頂きますようお願いいたします。	特定事業者が負担する1件50万円未満の修繕・更新費については、年間における上限額を定めることを想定しています。詳細は募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。
○		26	実施方針	24		別紙3					社会状況の激しい変動によるものについて、新型コロナウイルス等感染症による影響は、不可抗力という認識でよろしいでしょうか。	発生した事象を勘案のうえ、都度、協議とします。
	○	27	実施方針	24		別紙3					本施設及びその他施設における、特定事業者が改修した範囲外の経年劣化による修繕について、年度予算を提示していただけないでしょうか。	特定事業者が改修した範囲外の経年劣化による修繕について、年度予算をお示しする予定はありませんが、No. 25の回答のとおり、特定事業者が負担する1件50万円未満の修繕・更新費については、年間における上限額を定めることを想定しています。
○		28	要求水準書（案）	1	28	第1	2				「本事業による改修後15年から20年目に予防保全を実施」とは、本事業における改修工事完了後15年～20年の間に、貴市にて大規模修繕の実施を予定することを意味しておりますでしょうか。詳細をご教示頂けますとありがたく存じます。	記載に誤りがありました。本記載の趣旨は「本施設は60年目以後も継続して15～20年の利用を視野に入れ、事業期間中に予防保全を実施すること」となります。なお、改修工事完了後15～20年目の間における市による大規模修繕の実施の有無については未定です。
○		29	要求水準書（案）	10		第1	8	(3)			本施設には合計15点の美術品があることが示されておりますが、何れも温湿度管理は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		30	要求水準書（案）	15	24	第2	1	(2)	イ		「既存の備品類並びに保管に温湿度管理を要するピアノについては、リニューアル完了までの期間、現位置に保管」との記載から、什器・備品は全て残置されている状態で、改修工事に着手するものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		31	要求水準書（案）	15	26	第2	1	(2)	イ		本施設館内の什器・備品の移動先である「仮保管場所」の確保は民間提案に委ねられているとの理解で宜しいでしょうか。貴市として想定されている「仮保管場所」があればご教示頂きたく存じます。	ご理解のとおり、「仮保管場所」の確保は民間提案に委ねます。現時点で、市として想定している「仮保管場所」はありません。
○		32	要求水準書（案）	16	4	第2	1	(4)			「利用者がよりスムーズに利用できるようサインの見直し等により利便性の向上を図る。」と記載されておりますが、サインの見直しとは、案内板の設置を意図されておりますでしょうか。	案内板や各諸室のサインを含め、文化会館全体のサインの見直しを実施してください。
○		33	要求水準書（案）	16	6	第2	1	(5)			表 本事業における改修工事までに市が行う工事に関して、改修工事までに市が行う工事として「ワイヤレスマイク装置更新」が計上されていますが、更新対象は小ホールのワイヤレスマイク装置でしょうか。	詳細は、募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
○		34	要求水準書（案）	17	2	第2	2	(1)			設計業務 事前調査等業務として「建築基準法第12条に伴う既存施設の外装タイル等の全面打診等による調査の実施を含むこと。」とありますが、改修工事期間中の調査実施でも宜しいでしょうか。	原則、外装タイル等の全面打診等による調査の実施は、改修工事期間中での実施も可としますが、詳細は、募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答	
○		35	要求水準書（案）	17	9	第2	2	(1)			(1)事前調査等業務の2ポツ目にて、「特定事業者が設計業務を実施する中で、資料の内容に疑義や実態との相違が生じた場合は、速やかに市と協議すること。」とありますが、この場合、新たに発生する費用については貴市の負担になるとの理解で宜しいでしょうか。	既存資料や募集要項公表時の公表資料を踏まえて、特定事業者が実態との相違が予見できたと判断できるものに関しては、特定事業者の負担になる可能性もあります。資料の内容に疑義や実態との相違が生じた事象ごとで、協議を行い決定します。
○		36	要求水準書（案）	17	20	第2	2	(1)			「改修工事期間中の既存施設の一部使用」とありますが、休館中も貴市にて使用を継続される諸室があるとの意味でしょうか。一部使用につきまして、現時点でのご想定をお教え頂けますでしょうか。	基本的には令和6年4月から全館休館になります。原則一部使用はないと考えています。仮に災害等想定外の利用の必要性があった場合、工事の進捗状況を鑑み、一部の利用の是非について協議する可能性があるかと想定しています。
○		37	要求水準書（案）	17	20	第2	2	(2)			(2)設計業務の4ポツ目にて、「特定事業者は、改修工事期間中の既存施設の一部使用に関し、使用の範囲、期間等について、市と協議、確認の上、設計を進めること。」とありますが、これは貴市として、改修工事期間中も可能な限り既存施設の一部使用を行える提案を期待している、ということでしょうか。	一部使用の提案について、特段、期待するものではありません。本記載の趣旨は、仮に災害等想定外の利用の必要性があった場合、工事の進捗状況を鑑み、一部の利用の是非について協議する可能性があることを示しています。
○		38	要求水準書（案）	17	34	第2	2	(3)			(2)設計業務の9ポツ目にて、「なお、当該整備内容については、市と特定事業者で協議の上本事業にて実施する場合があります。」とありますが、その場合、新たに発生する費用については貴市の負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	記載に誤りがありました。要求水準書では、当該記載を削除します。
○		39	要求水準書（案）	19	9	第2	3	(1)			4ポツ目にて、「工期の遵守と短縮を図る」とありますが、工期短縮については貴市として期待する事項という理解でよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。
○		40	要求水準書（案）	26	2	第4	1	(7)			ブロンズ像の動産保険は、貴市で加入する予定でしょうか。	現状、指定管理者が動産保険に加入し、保険料は指定管理料から支払っています。担保地域は佐野市浅沼町508番地佐野市文化会館のみです。現状同様、指定管理者で加入してください。
○		41	要求水準書（案）	28	21	第4	2	(3)			「利用申請の予約受付開始日は令和8年1月（供用開始日の1年前）」とありますが、ホール利用に関する利用者・利用団体の抽選等を実施する会場は貴市にて準備され、特定事業者が別途仮設等を準備する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。改修工事期間中であり、本施設は休館であるため、確認したい主旨です。	令和8年1月からの1年間の予約受付については、あくどプラザ内の文化会館臨時事務室での受付になります。臨時事務室は、令和5年度中に市が準備します。また、ホール利用につきましては、先着順になるため、抽選等を実施する会場は必要ありません。
○		42	要求水準書（案）	30	32	第4	4	(1)	ア	(イ)	「AED（自動体外式除細動器）を取り扱う従業員を配置し、」とありますが、本施設及びその他施設にてAEDを新たに調達することになりますでしょうか。	現状、指定管理者が文化会館及びあくどプラザに1台ずつAEDをリース契約し、指定管理料から支払っています。AEDの新たな調達は行わず、同様のリース契約で対応してください。
○		43	要求水準書（案）	31	3	第4	4	(1)	イ		リニューアル後は、指定避難所となる予定でしょうか。	現状、予定はございません。
	○	44	要求水準書（案）	31	15	第4	4	(3)			ネーミングライツについてですが、本事業における特定事業者が当該ネーミングライツ事業に応募する場合には、優先的に選定される、あるいは何らかのインセンティブが付与されるよう、ご配慮くださいますようお願いいたします。	ネーミングライツにつきましては、今年度開始された事業になります。現状、優先権やインセンティブ付与などの規定はなく、本事業でも新たに規定する予定はありません。
	○	45	要求水準書（案）	34	8	第5	1	(9)			光熱水費については、昨今のエネルギー使用量の高騰や新型コロナウイルスによる利用者の動向が予測し辛い点などの不確定要素もあり、サービス対価に含めると、提案価格が高止まりすることが懸念されます。上記の懸念を踏まえまして、水光熱費をサービス対価の対象外とすることをご検討頂けませんでしょうか。	原則、原案のとおりとしますが、詳細は募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。
○		46	要求水準書（案）	34	8	第5	1	(9)			本施設における電気・ガス・水道等の契約は、事業者が独自に各種プロバイダーと契約するのでしょうか。	ご理解のとおりです。指定管理者にて各種プロバイダーと契約し、サービス対価から支払ってください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答	
	○	47	要求水準書(案)	34	8	第5	1	(9)		光熱水費についてもサービス対価を含むとのことですが、昨今の光熱水費の高騰に鑑み、当該業務は貴市の負担としていただきますよう、ご検討をお願いします。事業者側としては、光熱水費の使用量を節約する努力はできますが、料金単価自体が高騰する中、当該リスクを負担することはできないものと思料します。	原則、原案のとおりとしますが、詳細は募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。	
	○	48	要求水準書(案)	34		第5	1	(9)		水光熱費については、基本的にサービス対価による実費払いが行われるものと理解しておりますが、その他の施設(葛生あくとプラザ)について、併設施設との共用により、費目毎に一定のパーセンテージを掛けて事業者負担とされる処理に関し、事業者負担分の料金は、その年度の事業者(乃至維持管理企業)の利益から支払うという理解でよろしいでしょうか。	葛生あくとプラザの光熱水費については、その年度の事業者の利益からではなく、サービス対価からの支払いになります。詳細は、募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。	
	○	49	要求水準書(案)	38		第6	2	(1)	イ	定期清掃業務の実施回数は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
	○	50	要求水準書(案)	39		第6	2	(1)	エ 2)	植栽等管理業務の池の浄化清掃についてどのような清掃を想定されておりますでしょうか。	現在実施している浄化清掃の内容は、池の水を全部抜き、高圧洗浄機等で清掃し、池底や法面の土砂等を撤去し、水を入れて元に戻しています。なお、池の中の鯉については、休館する令和6年度までに市が手続きを行い、専門業者に引き取ってもらう予定です。また、施設供用開始前後に新たに鯉を調達することを予定しています。そのため、1回目の令和8年度は、池内に鯉がいない状態での清掃になりますが、2回目の令和14年度実施時には清掃前に鯉を簡易生け簀へ移し、清掃後池に鯉を戻す作業となります。詳細は、募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。	
	○	51	要求水準書(案)	40		第5	2	(3)		3)	改修が必要になった部位につき、改修の原因となった損傷が本事業による改修工事によらないものでも、金額に拘わらず特定事業者が負担するというのは負担が大きと考えますが、当該部位においても固有の瑕疵等による改修が必要となった場合は、リスク分担の整理に基づき官民で処理がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、募集要項公表時に提示する資料をご確認ください。
	○	52	要求水準書(案)	40		第5	2	(4)		3)	「1件50万円未満の修繕・更新については、特定事業者の負担とする」について、特定事業者としては、サービス対価以外に収入が基本的にはないため、負担額について年間における上限額を定めて頂きますようお願いいたします。	No. 25をご参照ください。
	○	53	要求水準書(案)	40		第6	2	(3)		4)	修繕・更新に係る費用について、「1件50万円未満」は特定事業者負担となっておりますが、「事業年度当たり、総額●●万円未満」に変更を検討していただけないでしょうか。1件当たりですと、1事業年度内に複数回、49万円の修繕費用が発生した場合、全額事業者負担にならざるをえず、事業者にとっては過度な負担であると思料します。	No. 25をご参照ください。
	○	54	要求水準書(案)	40	17	第5	2	(3)			改修工事範囲外の施設不具合に起因して、改修範囲の修繕・更新が必要となる事も想定されます。この場合は、特定事業者での修繕・更新の要否は貴市と協議が可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、修繕・更新にかかる費用が1件50万円未満のものは、特定事業者がサービス対価において実施するものとします。
	○	55	要求水準書(案)	40	34	第5	2	(4)			葛生あくとプラザにつきまして、本事業より事前に貴市にて改修や更新を行う予定がございますでしょうか。本事業における維持管理業務開始時の施設状態によって、維持管理見積額に影響があるものと存じ、確認したい主旨です。	マイク及び舞台音響卓、舞台照明の更新を予定しています。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答	
○		56	要求水準書（案）	42		第6	2	(1)	ア		「駐車場兼交流広場は自主事業にも貸館業務にも該当するので積極的な活用を検討する。」とありますが、どのような活用を想定されておりますでしょうか。	文化芸術振興につながる野外イベント等を想定しています。
○		57	要求水準書（案）	43	12	第6	2	(1)	ウ		運營業務で記載される「総括責任者（館長）」と総括管理業務で記載される「総括責任者」は同じ役割・人物を指しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		58	要求水準書（案）	43	29	第6	2	(1)	ウ		常勤配置させる職員として指定される「ホール機能運営責任者（プロデューサー）」および「総括責任者（館長）」は、本施設またはその他施設の何れかに常勤していれば良いとの理解で宜しいでしょうか。参考までに現指定管理者の勤務体制・人員配置図等をご開示頂くことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。また、現指定管理者の体制は別紙のとおりになります。
○		59	要求水準書（案）	49	11	第6	2	(3)	カ		本施設内に設置してある自動販売機については、市が設置業者に使用許可を与えるものとすると思いますが、設置事業者は本事業の運営者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。毎年、指定管理者が4月1日までに申請し、市が指定管理者へ4月1日から翌年3月31日まで使用を許可しています。
○		60	添付資料1 佐野 市文化会館施設劣化調査及び施設整備計画報告書（令和2年度）	82		2	2	3	(1)		改修概要に記載されている小ホールの吊物設備については「更新」と記載されております。要求水準書（案）添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）【修正版】小ホール棟/1階/小ホール/平土間化では、舞台機構全面撤去との記載と記載されております。こちらについては、更新ではなく、舞台機構全面撤去を予定しているとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
	○	61	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1							大ホール棟/1階/大ホール/客席（1階）壁仕上げ更新、舞台作業所壁仕上げ更新、客席（1階）天井仕上げ更新、について壁と床にて改修内容が統一されておきませんが、統一した仕様にすべきと考えます。メンテナンスを踏まえて事業者側の自由提案とさせていただけないでしょうか。	原則、現状と同等以上の性能を確保した仕様の提案であれば可としますが、詳細は募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
○		62	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1							大ホール棟/1階/大ホール/客席（1階）天井仕上げ更新について、天井改修部分などの内装仕上げの要求性能はありますでしょうか。	添付資料5に示す大ホールの音響性能に応じた仕上げをご提案ください。
○		63	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	2							大ホール棟/1階/大ホール/舞台音響更新について、改修後数量が一部定められていますが、システムに応じて柔軟に増減して問題ないでしょうか。	募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
○		64	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	2							大ホール棟/1F/大ホール/舞台機構更新/ロープ（吊物機構）について、ロープとは手動装置の操作用ロープ（引綱ロープ）の事を指し、そのまま更新するとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
○		65	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	2							大ホール棟/1F/大ホール/舞台機構更新/操作制御盤（吊物機構）について、吊物機構だけでなく床機構も含んだ制御一式更新と考えてよろしいのでしょうか。	募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
	○	66	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	2							大ホール棟/1F/大ホール/舞台機構更新について、改修仕様については、使用頻度・操作性も踏まえて自由提案とさせていただけないでしょうか。	原則、現状と同等以上の性能を確保した仕様であれば可としますが、詳細は募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
○		67	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	2							大ホール棟/1階/大ホール/舞台機構更新/幕類（吊物機構）について、改修仕様に「変形絞り緞帳、横引き緞帳の撤去後の空いたスペースにバトンを増設すること。」と記載されておりますが、この新設バトンの用途は何を目的に設置しようとしているのでしょうか。	緞帳の撤去後については、運営内容に応じ、柔軟な改修内容を提案してください。そのため、バトンについては、必要に応じて運営内容に適したバトンを設置してください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目	質問内容	回答
	○	68	添付資料5 整備水準 (改修対象箇所と改修仕様)	2			大ホール棟/1階/大ホール/舞台機構更新/オイル交換(床機構)について、オイル交換のみならず油圧装置の油圧シリンダ、油圧用ホース、油圧弁等推奨更新時期に近いものは更新すべきと提案致します。	事業期間中の維持管理を踏まえご提案いただくことを期待していますが、詳細は、募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
	○	69	添付資料5 整備水準 (改修対象箇所と改修仕様)	2			大ホール棟/1階/大ホール/舞台機構更新/モーター・減速機(迫り)(床機構)・手動について、改修仕様に「手動を電動仕様に更新」とありますが、床機構において手動装置は何を指しているのでしょうか。	迫りを示すものです。募集要項公表時に、「(床機構)」を削除します。
	○	70	添付資料5 整備水準 (改修対象箇所と改修仕様)	3			大ホール棟/1階/大ホール/連絡設備更新/ITVモニター(増設)と16頁/電気設備/舞台モニターテレビ更新は、同じ改修対象を指しているのでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
	○	71	添付資料5 整備水準 (改修対象箇所と改修仕様)	8			小ホール棟/1階/小ホール/平土間化/舞台音響設備更新/電力増幅架(100w)について、改修仕様に「平土間用設備」とありますが、具体的な用途を教えてください。	募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
	○	72	添付資料5 整備水準 (改修対象箇所と改修仕様)	8			小ホール棟/1階/小ホール/平土間化/舞台機構全般撤去とあります。照明設備などを吊っている昇降装置がありますが、それらを含めて全て撤去するとの理解でよろしいのでしょうか。	募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
	○	73	添付資料5 整備水準 (改修対象箇所と改修仕様)	8			小ホール棟/1階/小ホール/平土間化/舞台機構(昇降ボタン)増設、舞台照明(操作系)更新、客席照明更新(LED化)、舞台音響設備更新とありますが、運用方法・操作性などを踏まえて自由提案とさせて頂けないでしょうか。	原則、現状と同等以上の性能を確保した仕様の提案であれば可としますが、募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
	○	74	添付資料1 佐野 市文化 会館施設劣化調査及び 施設 整備計画報告書 (令和2年度)	15			庭園/駐車場の白線の引き直しとありますが、舗装の修繕業務は含まれておりません。こちらについては維持管理業務内で対応する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	75	添付資料5 整備水準 (改修対象箇所と改修仕様)	14		イ	提案段階では仮設足場を設置した打診調査が出来ないことを踏まえて、外壁レンガタイル更新につきましては、添付資料5整備水準に示される数量にて提案コストを算定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	76	添付資料5 整備水準 (改修対象箇所と改修仕様)	14		イ	事業者決定後の打診調査結果により、外壁レンガタイルの改修数量が変動する可能性があります。この場合は、改修範囲やサービス対価の見直しに関して、貴市との協議が可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	77	添付資料8 駐車 場兼交 流広場等の範囲	2			駐車場兼交流広場の改修案については、募集要項公表時に示されるのでしょうか。もしくは事業者側で改修案を選定するのでしょうか。	駐車場兼交流広場の改修案は募集要項公表時に提示する予定ですが、駐車場兼交流広場の改修の実施については、現在検討中です。詳細は、募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。
	○	78	添付資料10 備品リスト	13			更新する各種備品が示されていますが、既存の備品類はすべて撤去ということでしょうか。その場合の撤去費用についても事業者負担ということでしょうか。	撤去する什器備品については、募集要項公表時に提示する要求水準書をご確認ください。また、撤去費用は事業者負担とします。
	○	79	添付資料10 備品リス ト	13			更新対象の備品に対応する既存備品につきましては、撤去処分しても問題無いとの理解で宜しいでしょうか。または、貴市にて事前に撤去処分されますでしょうか。	No. 78をご参照ください。
	○	80	その他				要求水準書(案)添付資料4 対象施設の一般図(既存図)以外に、改修履歴など、現況が反映された図面を提供いただけないでしょうか。	原則、貸与可能な資料は、実施方針 様式5 貸与申請書でお示した資料のみとなります。新たな資料が確認された場合は、募集要項公表時に提示します。
	○	81	その他				平成26年の耐震補強工事の竣工図など工事内容が分かる資料があればご開示いただけませんか。	実施方針 様式5 貸与申請書に示す添付資料番号3にあたります。借用を希望する場合は、実施方針P. 18に記載する「担当窓口」にご連絡ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目	質問内容	回答
	○	82	その他				大ホールをはじめとする各ホールの音響上、舞台演出、照明計画などの要求水準があればご教示いただけませんか。	原則、現状同等の運営を実現できる性能を求めています。その他お示しすることがあれば、募集要項公表時に提示する要求水準書に示します。
	○	83	その他				要求水準書（案）添付資料4 対象施設の一般図（既存図）に使用されておりますCADデータを提供して頂けないでしょうか。	データの提供は可能です。提供を希望する場合は、実施方針P.18に記載する「担当窓口」にご連絡ください。